

第 79 回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時:2018 年 2 月 28 日(水)15 時 00 分～17 時 00 分
2. 場所:公益財団法人自動車リサイクル促進センター 第 1・第 2 会議室
3. 出席者:細田委員長、井戸委員、大石委員、織委員、鬼沢委員、酒井委員、菅原委員、村上委員 以上 8 名出席
その他 経済産業省・環境省担当官、公益財団法人自動車リサイクル促進センター役職員が出席
4. 議題:①2017 年度第 3 四半期の概況【報告事項】
②2017 年度第 3 四半期の決算【報告事項】
③2017 年度第 3 四半期の運用実績【報告事項】
④2018 年度事業計画【諮問事項】
⑤2018 年度収支予算【諮問事項】
⑥2018 年度特預金の出えん等計画【諮問事項】
⑦2018 年度運用計画【諮問事項】
⑧特預金についての検討【報告事項】
⑨監査室による資金管理センター内部監査の結果【報告事項】
⑩ユーザー理解活動の取組【報告事項】

5. 議事録

(1)議題①について

2017 年度第 3 四半期の概況について、事務局から資料「第 79 回 資金管理業務諮問委員会」の 3～4 ページにて報告した。

<主な意見>

なし

(2)議題②について

2017 年度第 3 四半期の決算について、事務局から同資料の 5～11 ページにて報告した。

<主な意見>

【委員A】

輸出取戻し収支について、当期収支差額は増加したということか。

【事務局】

前年同期比で増加しており、2017年度第3四半期時点で3,400万円の黒字となっている。

(3) 議題③について

2017年度第3四半期の運用実績について、事務局から同資料の12～14ページにて報告した。

<主な意見>

なし

(4) 議題④について

2018年度事業計画について、事務局から同資料の15～19ページにて説明し、原案のとおり承認された。

<主な意見>

【委員B】

16ページの「②リサイクル料金の管理・運用」において、「環境保全等に資する管理・運用の在り方等の検討を通じ、社会貢献に努めていく」という記載があるが、もう少し丁寧に説明してほしい。

【事務局】

昨今、ESG投資が様々なメディアで取り上げられており、環境省も専門部隊をつくり、検討している。本財団としても世の中の動きを注視したうえで、まずは研究する予定である。

【委員A】

是非、研究してほしい。環境、社会、ガバナンスはいずれも重要だが、次元が異なるものを取り上げて、指標化しようという動きは注視する必要がある。また、ガバナンスといっても、営利と非営利とで異なるが、制度上の違いをわからずに世の中で議論が進んでいるように思われる。環境省、経済産業省にはこのような点を認識したうえで、議論をしてほしい。

【委員C】

16ページに2018年度の新車時預託台数の想定に係る記載があるが、2020年の東京オリンピックによる影響は考慮したのか。

【事務局】

オリンピックによる影響をどのように考慮したらよいか分からなかったため、考慮しなかった。

【委員D】

18ページの「⑤資金管理システムの運営・管理」において、「自り法対象外冷媒搭載車の誤預託防止を目的として、リサイクル料金誤設定の恐れがある車台情報を検知し、自動車メーカー等に連絡するシステムを構築する」という記載があるが、具体的に説明してほしい。また、自り法対象外冷媒がどのように決まり、今後どのような見通しであるかについて教えてほしい。

【事務局】

自り法対象外冷媒については、自動車メーカーが車種ごとに設定する。
自動車メーカーは自動車リサイクルシステムに自り法対象外冷媒の車種を設定したうえ

で、個別の車両について預託を行うが、この際、自り法対象の冷媒として登録しようとする、警告が出るようにする。ただし、当初の設定に誤りがあると検知できないため、当初の設定を正しく行うように自動車メーカーに注意喚起していく。

【JARC理事A】

この度の取組みを行うこととなった背景には、過去に一部の自動車メーカーがもらう必要のないフロン類料金を自動車ユーザーからもらい、返金をしなければならない事態が起こったということがある。

【委員B】

当該案件については、自動車ユーザーへの返金はすべて完了したのか。

【環境省】

転売されやすい車種であったため、返金は完了していないと思われる。環境省として、当該メーカーに対して追跡方法を指導している。

【委員D】

自り法対象外冷媒は何種類あるのかを教えてください。また、自り法対象外冷媒が今後どうなっていくのかを教えてください。

【環境省】

フロン類とは、フロン法第2条第1項に規定するフロン類を指し、それ以外のものが対象外冷媒となる。何種類あるのか等については即答できないため、調べたうえで回答する。

【委員E】

2018年度の事業計画において、目玉となる事業は何か。

【JARC理事A】

19ページの「⑦特預金の新たな使途の検討及び発生要因の分析等」と「⑧輸出取戻し手数料額の改定」の2点である。

(5) 議題⑤について

2018年度収支予算について、事務局から同資料の20～30ページにて説明し、原案のとおり承認された。

<主な意見>

なし

(6) 議題⑥について

2018年度特預金の出えん等計画について、事務局から同資料の31～40ページにて説明し、原案のとおり承認された。

<主な意見>

【委員E】

32ページの離島対策等支援事業について、「2017年度に計画していた不法投棄等に関する相談窓口の開設中止に伴い周知チラシを中止」と記載があるが、中止に至った経緯を教えてください。

【再資源化支援部】

具体的に業務設計をする段階で業務内容について弁護士に相談したところ、「JARCには放置自動車を片付けてよいか否かの判断権限がない」、「判断権限がある自治体でさえ、片付けてよいか否かの判断に苦慮しているため、JARCが当該業務を行うのは非常にリスクが大きい」「結局は専門家である弁護士への相談を勧めることになると思われる」との回答も踏まえ、相談窓口の開設を中止した。ただ、この度の取組みの過程で収集した情報については、JARCのWebサイトを通じて提供していく。

【委員E】

相談窓口の開設であれば、法的権限のないJARCでも取り組めると考えて計画を立てたはずであるが、窓口開設すらできないとなると、特預金の使途が限定されてしまう。もう少し思い切った施策に踏み込まない限り、現行の法律の範囲内では特預金の使途を拡大することは難しいのではないかという点を問題提起する。

【環境省】

民有地の放置自動車に係る相談窓口の役割については、難しい点があった。33ページの自治体でのモデル事業について対応する中で、放置自動車に活かせる知見があれば、これを活かして継続的に議論をしていきたい。

【経済産業省】

特預金は自動車ユーザーから預かったものであるため、使途を検討するにあたっては、法律の拡大解釈をせず、法律の範囲内で厳格に決めていかなければならないとも考えられ、悩ましい。

【委員A】

特預金の使途については、自動車ユーザーへの裨益を考えながら、検討する必要がある。長いレンジの課題になると思われるが、両省にはこの点を考えてもらいたい。

【委員C】

35ページの大規模災害への対応について、2018年度実施計画に「南海トラフ巨大地震の津波被害想定自治体への手引書・事例集等の普及」と記載があるが、普及の対象となる自治体は、南海トラフ地震による被害が想定される自治体に限られるのか。

【再資源化支援部】

大規模災害として南海トラフ地震を想定に置いているが、普及の対象は全国の自治体である。

【委員D】

当該事業について、2017年度はどこまで進んだのか、また、2018年度はどのような活動を考えているのかについて説明してほしい。

【再資源化支援部】

5か年計画の初年度である2017年度は、全国の自治体向けに被災自動車の処理に係る手引書・事例集を作成している。また、南海トラフ地震が起きた際にどれくらいの被災自動車が発生するのかについて、推計値を算出するモデルの作成に取り組み、市町村単位で推計を進めている。

2018年度は啓発・普及のフェーズと捉えており、都道府県への働きかけや、各自治体への個別対応等を行う予定である。

【委員D】

手引書・事例集が完成した段階で見せてほしい。

(7) 議題⑦について

2018 年度運用計画について、事務局から同資料の 41～43 ページにて説明し、原案のとおり承認された。

<主な意見>

【委員F】

債券を買いづらい状況が続くかもしれないが、当該計画に沿って運用すれば問題はないと考える。

(8) 議題⑧について

特預金についての検討について、事務局から同資料の 44～46 ページにて報告した。

<主な意見>

【委員A】

44ページのグラフにおいて、「20年時効事由による発生開始：5～10億円程度/年間」と記載があるが、どれくらいの台数規模なのか。

【JARC理事A】

5～10万台程度である。

【経済産業省】

最終車検日または車検証の返付から20年経過した自動車には、不適正保管に該当する自動車もあると思われる。仮に、このような自動車が20年経過してから使用済自動車として処理されることになったら、特預金から処理費用を出すのか。

【事務局】

現行のルールでは、一度特預金になったものについて、廃車されることを理由に、特預金から処理費用を出すことはできないため、今後、ルールを整備する必要がある。

【環境省】

盗難自動車は不正に輸出されることがあるが、このような場合、国内で廃車として出てくることはない。ルールを整備する際はよく検討する必要がある。

【委員A】

盗難自動車がどれくらいあるのか、精査してほしい。また、ルールの整備について、JARCは両省と相談しながら、考えてほしい。

【委員G】

事故によりエアバッグ類が展開した自動車の所有者がこの分の返金を求めてきても、現行のルールでは返金できないのか。

【環境省】

現行のルールでは返金できない。

【委員G】

特預金の用途を拡大させるのが難しいのであれば、事故によりエアバッグ類が展開した

自動車の所有者に返金することを検討してもよいのではないか。返金をするにはシステムを構築する必要があるが、法施行時と比べて、システムを構築するハードルは下がっていると思われる。

【委員A】

システム構築するのにかかる費用を検討しておくのはよいことである。

【環境省】

事故等の発生事由については、法律ではなく告示で定められているため、他の発生事由と比べて、制度を変更するハードルは低い。

【委員B】

地域住民の力を借りて、不法投棄・不適正保管の事案に係る情報を収集してはどうか。

【再資源化支援部】

SNS等を利用して情報収集する方法については、現在整理中である。ただ、不法投棄・不適正保管の対象が私有地である場合、権限がある自治体ですら着手できない難しさがあるため、JARCにおいても解決策を見出せていないというのが現状である。

【JARC理事B】

各地域で調査を行う主体は自治体であるが、JARCとしてはその調査の手法について何らか支援できる可能性があるかが検討事項である。

(9) 議題⑨について

監査室による資金管理センター内部監査の結果について、監査室から同資料の 47 ページにて報告した。

<主な意見>

【委員A】

JARCにおける金融面のガバナンス体制を教えてほしい。

【JARC理事A】

監査室、監事、会計監査人による三重チェックに加えて、諮問委員会によるチェックがある。

(10) 議題⑩について

ユーザー理解活動の取組について、広報・理解活動推進室から別冊「(報告)ユーザー理解活動の取組」にて報告した。

<主な意見>

【委員C】

3ページの「エコプロ2017」について、クリスマスワークショップで使用した再生プラスチックは自動車由来のものか。

【広報・理解活動推進室】

自動車由来のものだけでなく、家電由来のもの等も含まれている。

【委員B】

5ページの小学生の学校教育と連動した理解活動の取組について、今後も継続していく予定か。

【広報・理解活動推進室】

今年度は自動車メーカー、解体業者、破砕業者等の多くの関係者にご協力いただいたが、来年度は更に幅を広げながら自動車業界が一丸となって取り組む自動車リサイクルについての情報提供をしていく予定である。

【委員A】

「朝日小学生新聞」以外に、小学生向けの新聞はあるのか。

【広報・理解活動推進室】

他に「毎日小学生新聞」「読売KODOMO新聞」がある。それぞれ特色があるが、今後の媒体選定については、現在検討中である。

以上